

令和 8 年 4 月

広島県土木建築局建築課
(〒730-8511 広島市中区基町 10-52)

広島県木造住宅耐震化促進支援事業 耐震改修補助のご案内（令和 8 年度）

広島県では、地震による住宅の倒壊等の被害を防止するため、木造住宅の耐震改修、建替え、除却を行う所有者に三原市とともに補助金を交付しています。

令和 8 年度の補助の概要を下記のとおりご案内しますので、木造住宅の耐震改修、建替え、除却をお考えの方はぜひご覧ください。

1 補助対象住宅

- (1) 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された一戸建て木造住宅であること。
- (2) 現に居住の用に供する住宅であること。
- (3) 販売を目的とするものではないこと。
- (4) 耐震診断をした結果、一定の耐震基準を満たしていないもの。

2 補助の概要

補助対象住宅の地震に対する安全性の向上を目的とする工事が対象です。

1 区分	耐震改修	現地建替え※ ¹	除却※ ²
2 補助対象	耐震改修に要する工事費	現地建替えに要する工事費	除却工事に要する工事費
3 補助基本額	補助対象の額の <u>50%かつ、 115 万円/住戸</u> を上限	補助対象の額の <u>80%かつ、 115 万円/住戸</u> を上限	補助対象の額の <u>23%かつ、 58 万円/住戸</u> を上限
4 区域要件	-	敷地が 居住誘導区域内 であること	-

※¹ 現地建替えとは、除却工事後、同一敷地に新たな住宅を建築することです。

※² 除却とは、除却工事後、建替えや新耐震基準の建築物へ移り住む場合に該当します。

3 補助金の交付者

三原市建築指導課 電話番号 6 7 - 6 1 2 2

4 お問い合わせ先

広島県土木建築局建築課 建築安全担当 電話番号 082-513-4133
お問い合わせの内容は、三原市建築指導課と共有させていただきます。

裏面もご覧ください

5 耐震補助の流れ【所有者が行うこと】

(1) 補助申込み前の準備

①耐震診断の実施（耐震改修の場合のみ）

専門家へ依頼するなどして、上部構造評点が 0.7 未満と判定される必要があります。
三原市では、耐震診断を所有者の負担 1 万円で市が実施する制度もございます。

【耐震診断制度のお問い合わせ先】

三原市建築指導課 Tel 67-6122

②地震に対する安全性の向上を目的とする工事の検討

耐震改修、建替え、除却のどの工事を行うか検討します。

③事前協議

補助金を受けることができるかを事前に協議します。

【耐震改修の補助制度の事前協議のお問い合わせ先】

三原市建築指導課 Tel 67-6122

(2) 補助申込み（令和 8 年 5 月以降）

事前協議に基づいて三原市建築指導課へ申し込みます。審査のうえ補助が認められれば、補助交付決定通知が所有者へ交付されます。

(3) 工事の契約

施工者と工事の契約を締結します。

※交付決定通知前に工事の契約又は着工した場合は、補助対象になりません

(4) 工事の完了報告

工事の完了後、工事完了報告書を三原市建築指導課へ提出します。審査のうえ完了が認められれば、所有者へ補助金の確定通知が交付され、補助金の請求により、補助金が支払われます。

6 注意事項

- (1) 予算枠に達し次第、受付を終了させていただきます。
- (2) 土砂災害特別警戒区域内での建替えは、補助対象となりません。
- (3) 建替え後の住宅は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 2 条第 1 項第 三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合する必要があります。
- (4) 現地建替え及び除却事業においては、補助対象住宅が建つ敷地の道路に面するブロック塀に、倒壊の危険性が認められる場合は、その状況を改善する必要があります。